

千曲都市計画下水道の変更

(千曲川流域下水道関連千曲市公共下水道)

(千 曲 市 決 定)

計 画 書

令和 7 年 月

千 曲 市

千曲都市計画下水道の変更（千曲市決定）

都市計画千曲市公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称

千曲市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠（分流式）

①汚水

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	—

②雨水

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	—

4. その他の施設

①汚水

内訳	位置	備考
—	—	—

②雨水

内訳	位置	備考
雨宮排水ポンプ場	千曲市大字雨宮字起返下ノ割字古川地内	約 5,500 m ²
尾米排水ポンプ場	千曲市杭瀬下六丁目地内	約 3,200 m ²
伊勢宮排水ポンプ場	千曲市大字屋代字升ノ浦地内	約 2,200 m ²

理 由

森及び羽尾処理区の農業集落排水事業を更埴第4及び第8処理分区に編入し、処理区域の広域化や維持管理の効率化を進めることで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図る。

変 更 理 由 書

千曲市（旧更埴市）では、昭和 47 年 10 月 3 日に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な五十里川都市下水路約 920ha を排水区域に定めて都市計画決定を行い、昭和 58 年に雨宮排水ポンプ場（旧一丁田都市下水路ポンプ場）及び尾米排水ポンプ場、昭和 62 年には伊勢宮排水ポンプ場の都市計画決定を行った。

その後、平成 3 年 12 月 10 日に都市下水路を廃止し、長野市、更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町を処理対象区とする「千曲川流域下水道（上流処理区）」として事業認可を受け、公共下水道事業の推進を図ってきたが、更埴市、戸倉町及び上山田町が千曲市として合併したことに伴い、平成 16 年 10 月 7 日に汚水の排水区域を 2,140ha、雨水の排水区域を 2,095ha とし、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、平成 21 年 8 月 6 日に汚水の排水区域を 2,170ha へ随時区域拡大を行い、鋭意整備を進めてきた。また、令和 4 年 3 月 22 日に既整備区域に隣接する産業団地等を加え、汚水の排水区域を 2,188ha と定め、概ね整備は完了した。

一方、市街地周辺の農村集落の生活環境の改善として、平成 5 年度の農業集落排水処理施設整備から始まり、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和 3 年度末には千曲市の汚水処理人口普及率は 100%となった。

しかしながら、農業集落排水処理施設の整備から一定の期間が経過し、施設能力が相対的に低下し、常に先を見越した計画的・段階的な改築・更新が必要なこと又、人口減少や少子高齢化を背景に汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため令和 4 年度に「長野県生活排水処理構想（2022 改定版）」を協同で策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や農業集落排水処理施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、一部の農業集落排水施設の処理区等について下水道排水区域へ編入し、汚水処理施設の効率化を図ることとしたい。

今回の変更は、森及び羽尾処理区における 238ha の農業集落排水事業を公共下水道事業の更埴第 4 及び第 8 処理分区に編入し、汚水処理の広域化や維持管理の効率化を進めることで、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るものである。

処理分区	処理区	区域拡大理由	面積 (ha)
更埴第 4	森	農業集落排水施設の老朽化に伴い、公共下水道の排水区域に編入し、汚水処理施設の効率化を図るため。	146
更埴第 8	羽尾		92※
合計			238

※羽尾地処理区は、全体面積 98ha から都市計画区域外面積 6 ha を除いた面積。

都市計画区域外面積 6 ha は、公共下水道と一体的であるとみなして公共下水道で整備を行う。

千曲都市計画図

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
総括図(汚水)

平成三十年三月

株式会社
協同
図
説
明

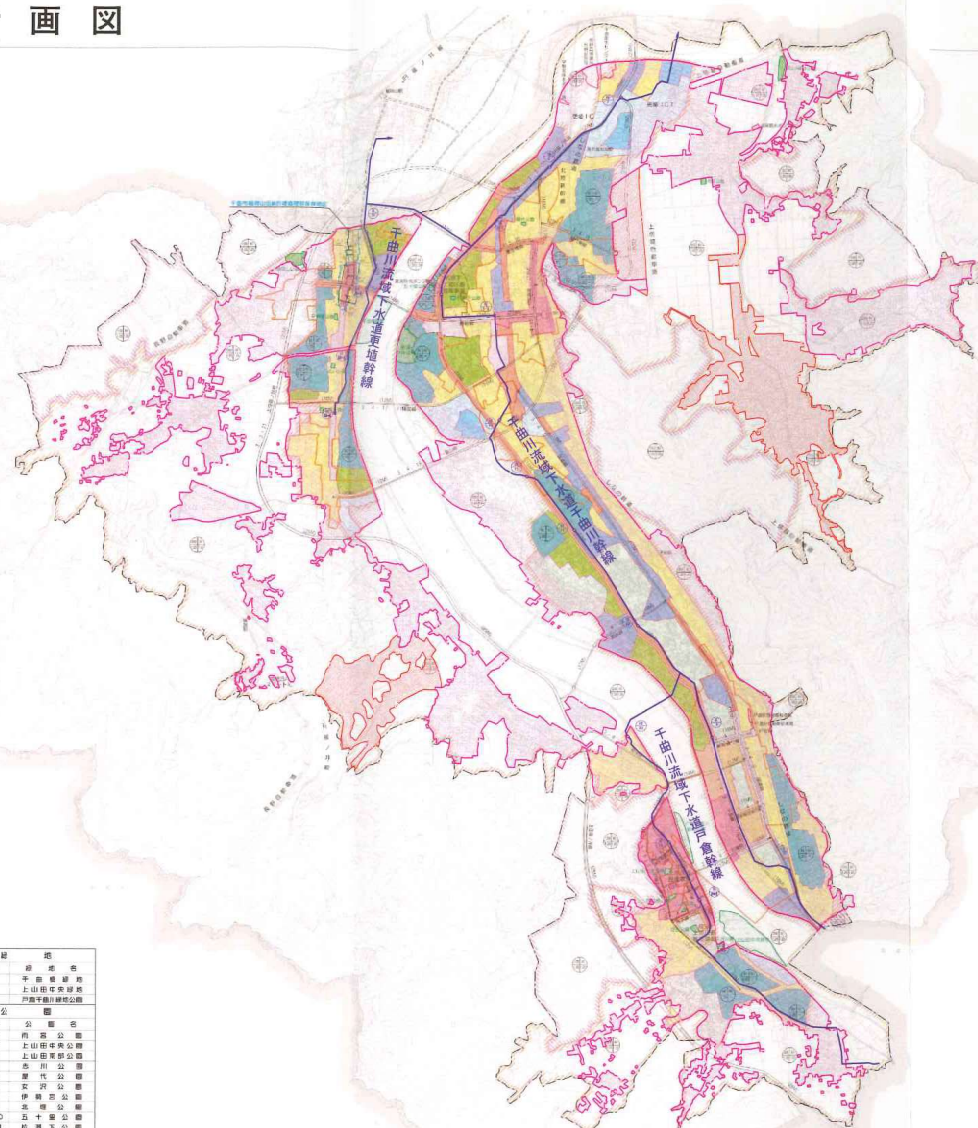
凡 例	
都市計画区域	公 園
都市計画道路	緑 地
公 園	その他の都市計画
緑 地	土地区画整理事業
その他の都市計画	D I D (H 2 7)
土地区画整理事業	近郊的建設開発地区
D I D (H 2 7)	
近郊的建設開発地区	

用途地域	容積率	建ぺい率	高さ制限
第一種低層住居専用地域	40/50	40	12.5
第二種低層住居専用地域	—	—	—
第三種低層住居専用地域	60/200	125	12.5
第一種中層住居専用地域	60/200	125	12.5
第二種中層住居専用地域	60/200	125	12.5
第一種住居地域	60/200	125	12.5
第二種住居地域	60/200	125	12.5
準住居地域	60/200	125	12.5
近隣商業地域	80/200	15	2.5
商業地域	80/400	15	2.5
準工業地域	60/200	15	2.5
工業地域	60/200	15	2.5
工業専用地域	60/200	15	2.5
用途地域外(農用地)	60/200	125	12.5
用途地域外(農用地)	60/200	125	12.5

都市計画道路	道路幅員
3-4-1 新橋通り	12.5
3-4-2 新橋通り	12.5
3-4-3 新橋通り	12.5
3-4-4 新橋通り	12.5
3-5-6 新橋通り	12.5
3-5-7 新橋通り	12.5
3-5-8 新橋通り	12.5
3-4-9 新橋通り	12.5
3-4-13 新橋通り	12.5
3-4-14 新橋通り	12.5
3-4-15 新橋通り	12.5
3-4-16 新橋通り	12.5
3-4-17 新橋通り	12.5
3-5-19 新橋通り	12.5
3-5-20 新橋通り	12.5
3-3-21 新橋通り	12.5
3-3-22 新橋通り	12.5
3-4-23 新橋通り	12.5
3-4-24 新橋通り	12.5
3-5-28 新橋通り	12.5
3-7-1 新橋通り	12.5
3-7-2 新橋通り	12.5
3-7-3 新橋通り	12.5
3-7-4 新橋通り	12.5
3-7-5 新橋通り	12.5
3-7-6 新橋通り	12.5
3-7-7 新橋通り	12.5
3-7-8 新橋通り	12.5
3-7-9 新橋通り	12.5
3-7-10 新橋通り	12.5
3-7-11 新橋通り	12.5
3-7-12 新橋通り	12.5
3-7-13 新橋通り	12.5
3-7-14 新橋通り	12.5
3-7-15 新橋通り	12.5

公 園	公 園 名
2-2-2 新橋公園	新橋公園
2-2-3 新橋公園	新橋公園
2-2-4 新橋公園	新橋公園
2-2-5 新橋公園	新橋公園
2-2-6 新橋公園	新橋公園
2-2-7 新橋公園	新橋公園
2-2-8 新橋公園	新橋公園
2-2-9 新橋公園	新橋公園
2-2-10 新橋公園	新橋公園
2-2-11 新橋公園	新橋公園
2-2-12 新橋公園	新橋公園
2-2-13 新橋公園	新橋公園
3-3-1 新橋公園	新橋公園
3-3-2 新橋公園	新橋公園
4-4-1 新橋公園	新橋公園

その他の施設	施設名
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園
新橋本公園	新橋本公園

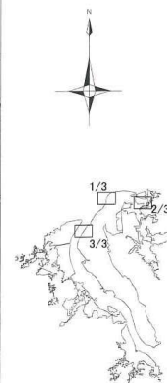
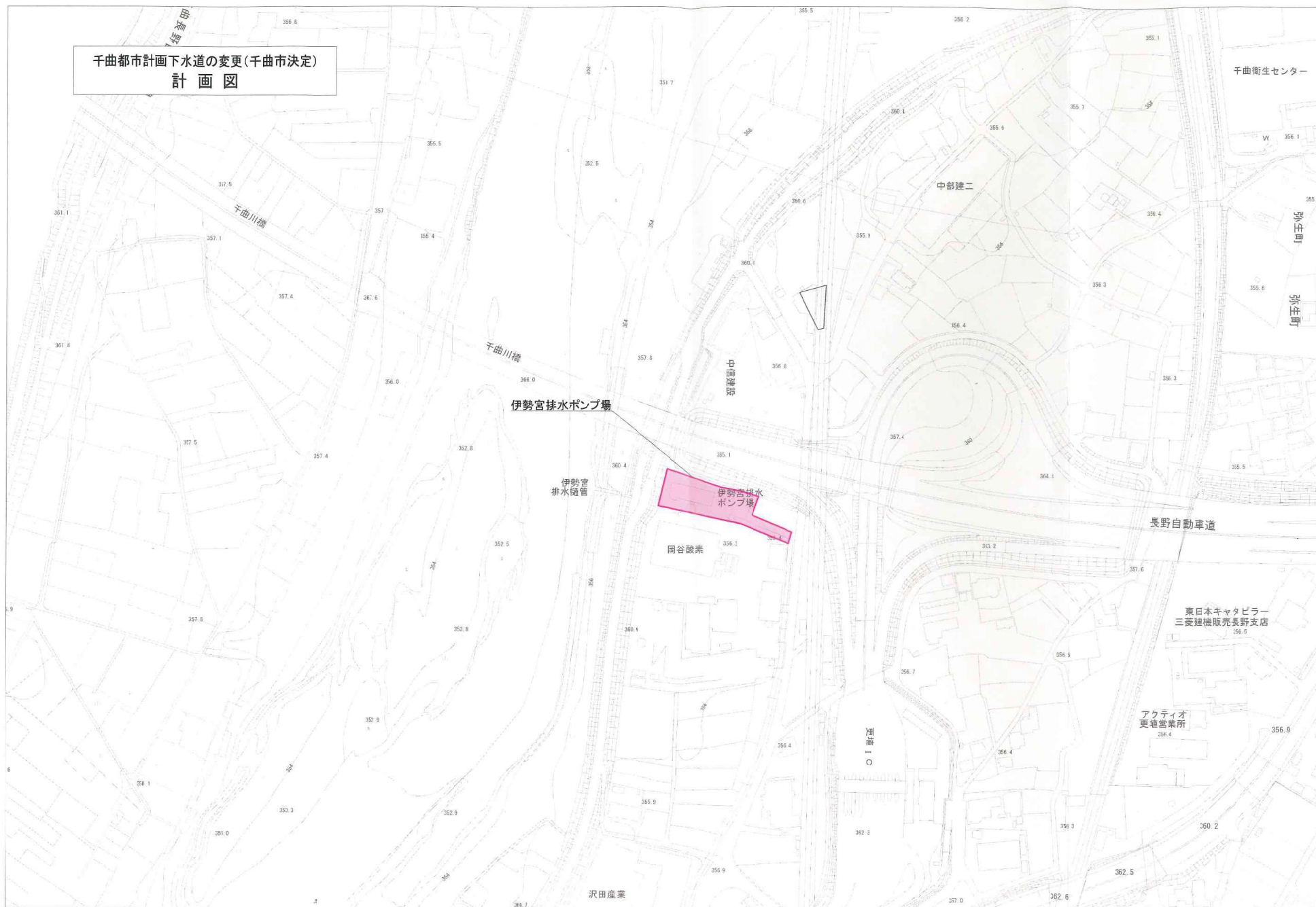


凡 例	
記 号	名 称
—	計画区域(既決定)
—	計画区域(今回決定)
—	流域下水道幹線
□	接 続 点

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)		
総 括 図 (汚 水)		
尺 寸 千 曲 市	株式会社 N J S	S = 1 : 20,000
承 担	設 計	令 第 5 号 月

千 曲 市

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
計画図

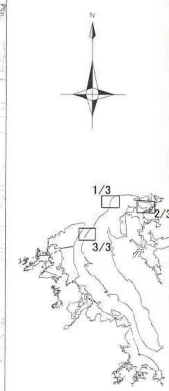
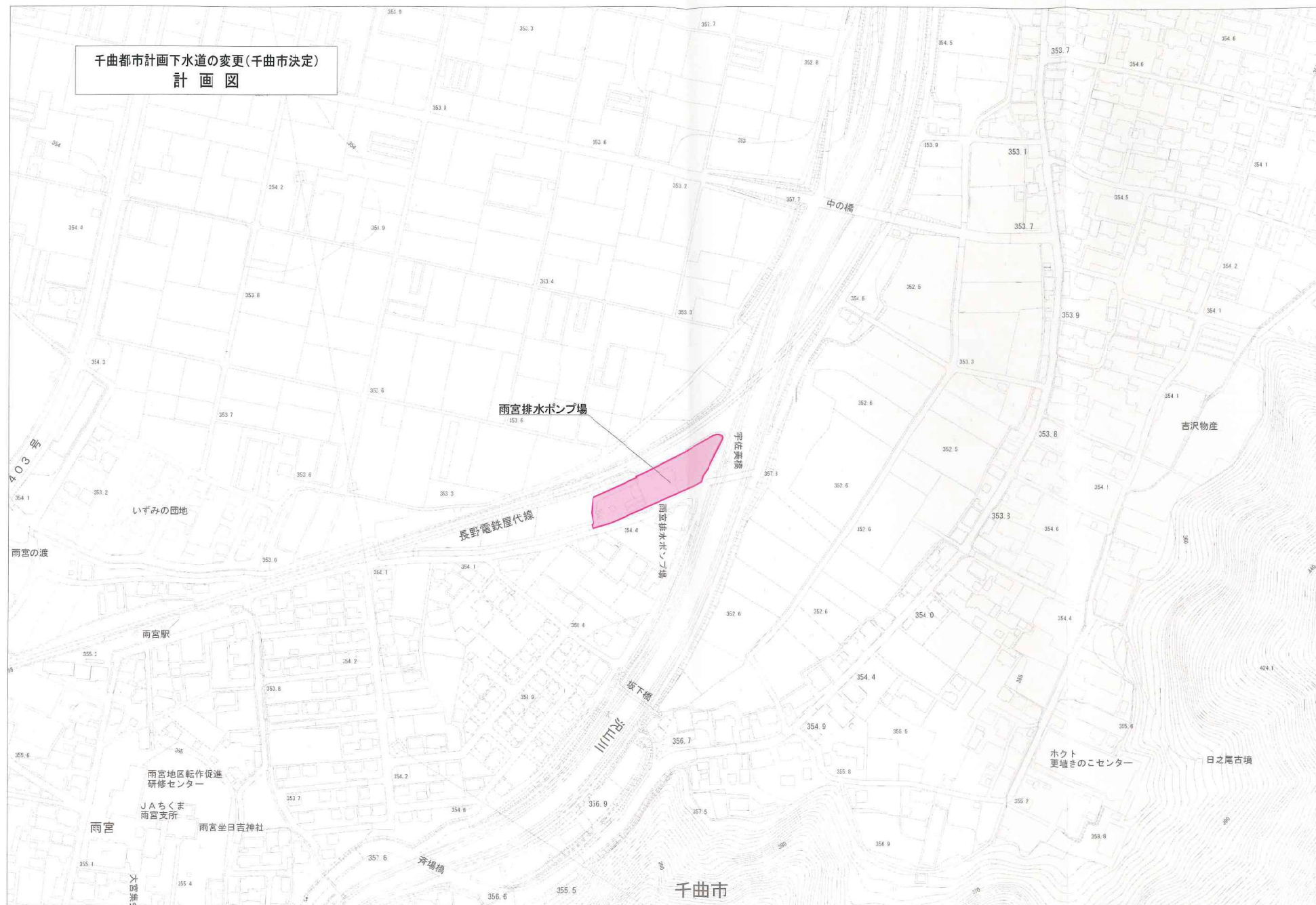


凡 例	
記 号	名 称
	計画区域(議決案)



千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)		1
計 画 図		3
長野県千曲市		平成5年 月
製 図 者	製 図 日	

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
計 画 図



凡 例	
記 号	説 明
	計画区域(既 決 定)

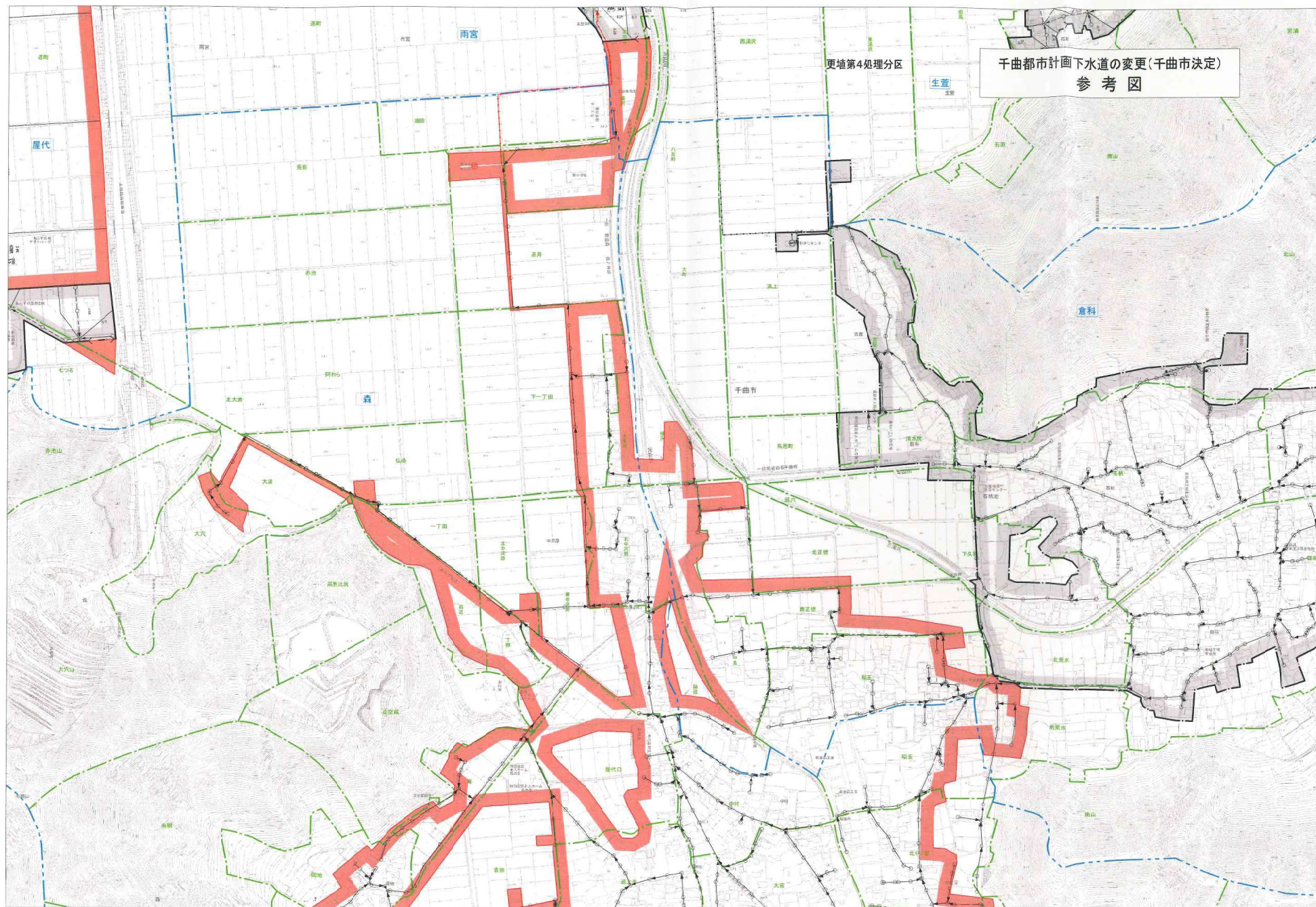


千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)		2	3
計 画 図		1:1,000	
長野県 千曲市	株式会社 HJ S	令和 5 年 月	
表	計		

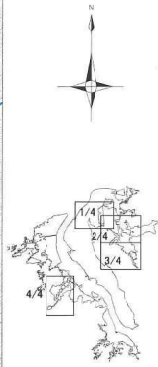
10

都市計画の策定の経緯の概要
千曲都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
関係する機関との協議	令和 4 年10月 3 日 (月)	千曲川下水道事務所
千曲市都市計画審議会	令和 7 年 5 月13日 (火)	審議案件報告
		以下予定
関係する機関との協議	令和 7 年 5 月下旬	千曲川流域下水道事務所
関係する機関との協議	令和 7 年 6 月上旬	千曲建設事務所
関係する機関との協議	令和 7 年 6 月上旬	千曲市
長野県知事事前協議	令和 7 年 6 月中旬	公聴会公告の概ね 1 か月前
長野県知事事前協議回答	令和 7 年 7 月上旬	
公聴会の公告	令和 7 年 7 月中旬	公聴会の概ね 2 週間前 R 7. 7 月千曲市報掲載
素案の閲覧 (概ね 3 週間)	令和 7 年 7 月中旬～ 令和 7 年 7 月下旬	
公聴会 (都市計画法第16条第 1 項)	令和 7 年 8 月上旬	
千曲市都市計画審議会	令和 7 年 8 月下旬	調査審議
長野県知事協議 (都市計画法第19条第 3 項)	令和 7 年 9 月上旬	
計画案の公告 (都市計画法第17条第 1 項)	令和 7 年 9 月上旬	R 7. 9 月千曲市報掲載
計画案の縦覧 (2 週間) (都市計画法第17条第 1 項)	令和 7 年 9 月中旬～ 令和 7 年 9 月下旬	意見書提出 長野県
長野県知事協議回答	令和 7 年 9 月下旬	
千曲市都市計画審議会 (都市計画法第18条第 1 項)	令和 7 年10月中旬	
都市計画変更告示 (都市計画法第20条第 1 項)	令和 7 年10月中旬	



千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)
参考図



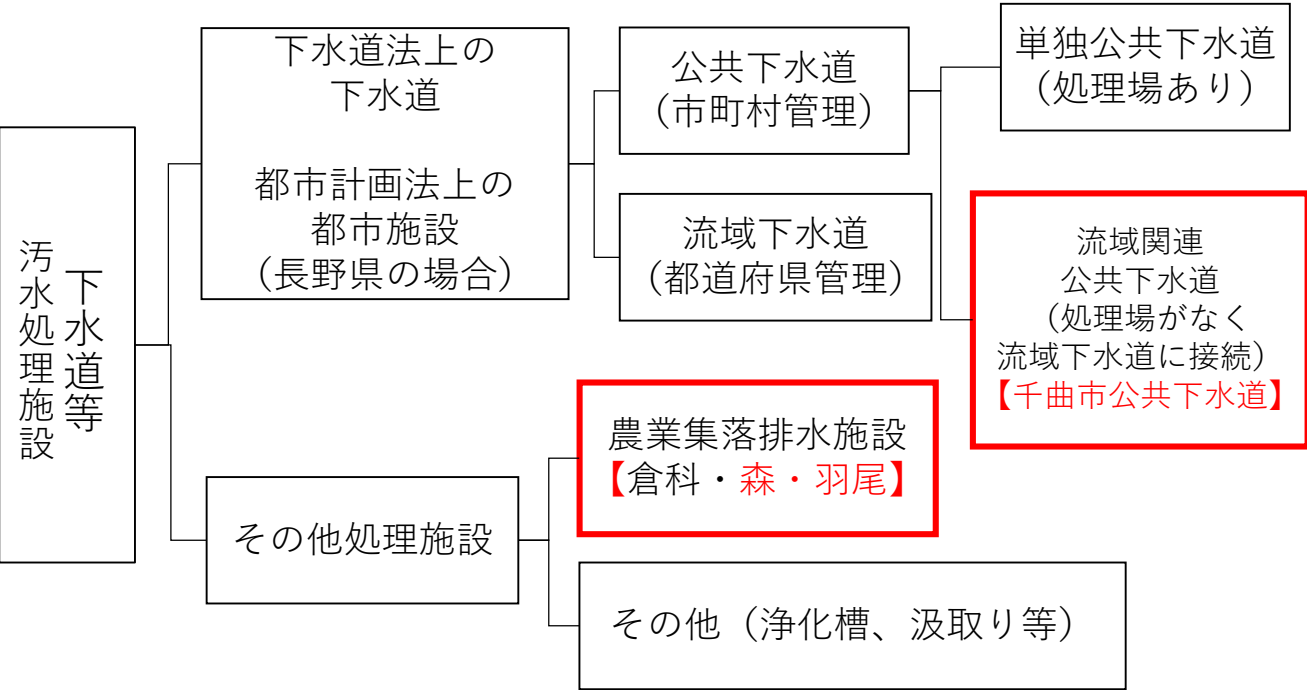
凡例	凡例
大 字 界	大字界
小 字 界	小字界
行 政 界 界	行政界界
下 水 道 計 画 区 域 界	下水道計画区域界
既 決 定	既決定
現 行 規 定	現行規定
計 画 区 域 (既 決 定)	計画区域(既決定)
計 画 区 域 (今 回 決 定)	計画区域(今回決定)
流 域 下 水 道 界 線	流域下水道界線
流 域 下 水 道 界 線 点	流域下水道界線点
幹 線 管 道	幹線管道
幹 線 管 道 (計 画 管 道)	幹線管道(計画管道)
幹 線 管 道 (既 決 定)	幹線管道(既決定)
幹 線 管 道 (今 回 決 定)	幹線管道(今回決定)
幹 線 管 道 展 示	幹線管道展示
既 設 管 道	既設管道
計 画 管 道	計画管道
幹 線 管 道 (計 画 管 道)	幹線管道(計画管道)
流 向	流向
区 画 界 面 積 (ha)	区画界面積(ha)
計 画 区 域 内 面 積 (ha)	計画区域内面積(ha)
計 画 区 域 外 面 積 (ha)	計画区域外面積(ha)
市 界 面 積 (ha)	市界面積(ha)

1:2,500

千曲都市計画下水道の変更(千曲市決定)	2	4
参 考 図 (字 界 図)		
長 野 県 千 曲 市	機 械 製 図 社	昭 和 5 年 月
製 図	計 画	

(1) 下水道の定義

下水道（污水处理施設）は法律上、下記のとおり定義されています。



(2) 千曲市の下水道運営の現状

どちらの系統も100%に近い普及率ではあるが、農業集落排水施設（以下、農集排）は、供用開始より27年以上経過し改築が必要です。加えて、人口減少により下水道収益（使用料）が減少することから、改築費用の財源の確保が厳しくなっていくことが推測されます。

審議対象の処理施設

処理施設名	所在地	供用開始
森浄化センター	千曲市大字森304-1	平成9年9月
羽尾浄化センター	千曲市大字羽尾1576	平成5年4月



森浄化センター



羽尾浄化センター

(3) 接続の必要性

前述の施設改築における課題は、県全体においても顕著であり、千曲市の下水道事業の上位計画となる「長野県生活排水処理構想（2022改定版）」においても、污水处理事業の広域化、業務の共同化により、下水道運営の効率化と安定化が提唱されています。

長野県における下水道の単独運営の課題と
広域化・共同化のメリット

- 【課題】
- ・処理施設の改築時期の集中
 - ・職員数削減による管理の脆弱化

- 【メリット】
- ・区域内人口の増加による収益の安定化
 - ・経営体制の統一化
 - ・技術継承の充実

(4) 経済比較（今回の森・羽尾地区の場合）

千曲市においても、現況施設を改築し継続利用するよりも、公共下水道へ接続することで、費用削減が可能であり経済的です。

1. 現況施設を継続利用する場合の費用 (単位：千円/年)

項目	森処理場	羽尾処理場	計	備考
処理場防食工事	14,577	12,786	27,363	建設費÷耐用年数10年
機械設備更新	20,501	14,819	35,320	建設費÷耐用年数15年
維持管理費	18,045	12,584	30,629	
年間費用	53,123	40,189	93,312	

2. 下水道接続した場合の費用 (単位：千円/年)

項目	森地区	羽尾地区	計	備考
接続管路建設費	10,037	3,302	13,339	建設費÷耐用年数50年
接続中継ポンプ施設費	825	825	1,650	建設費÷耐用年数15年
維持管理費	12,869	4,720	17,589	
年間費用	23,731	8,847	32,578	

削減額：継続費用93,312－下水道接続32,578＝60,734（千円/年）

(調査審議資料) 千曲都市計画下水道の変更について②

(1) 事業の内容

森地区及び羽尾地区農業集落排水施設の公共下水道への接続に伴う都市計画下水道の変更

(2) 事業の概要

現在、千曲市内の下水処理施設は、下水道法上で定義されており、かつ都市計画法上の都市施設に区分される「公共下水道」のほか、農林水産省所管事業である「農業集落排水施設（倉科、森、羽尾の3地区）」の計4系統により成り立っています。農業集落排水施設（以下、農集排）は、農村の集落単位で家庭からの汚水进行处理するための施設であり、上記3地区では、公共下水道が供用される以前から供用されており、農村世帯の生活環境向上に寄与しております。

しかしながら、処理場等施設の老朽化や人口減少に伴う下水道収益の減少などにより、適切な維持管理が困難となってきております。一方で、千曲市の公共下水道は、同様に人口減少等の影響があるものの、千曲川流域下水道（県管理）に接続されており、より広域的な維持管理・経営体制がとられており、また下水道の国庫補助金を活用した改築・更新を行うことができます。

このような社会経済情勢の変化に対応するため、農集排を今後単独で更新していくよりも、公共下水道と統合した方がライフサイクルコストの最小化が図られることから、接続による適切な維持管理を行うことが本事業の目的となります。また、本事業は上位計画である「長野県生活排水処理構想」の中でも定められています。

倉科地区は、令和5年度に都市計画の事業認可を行い、今年度公共下水道への接続工事を行います。今回は、森地区及び羽尾地区農集排の公共下水道への接続に伴う都市計画下水道の変更を行います。

【農業集落排水施設の接続の概念】

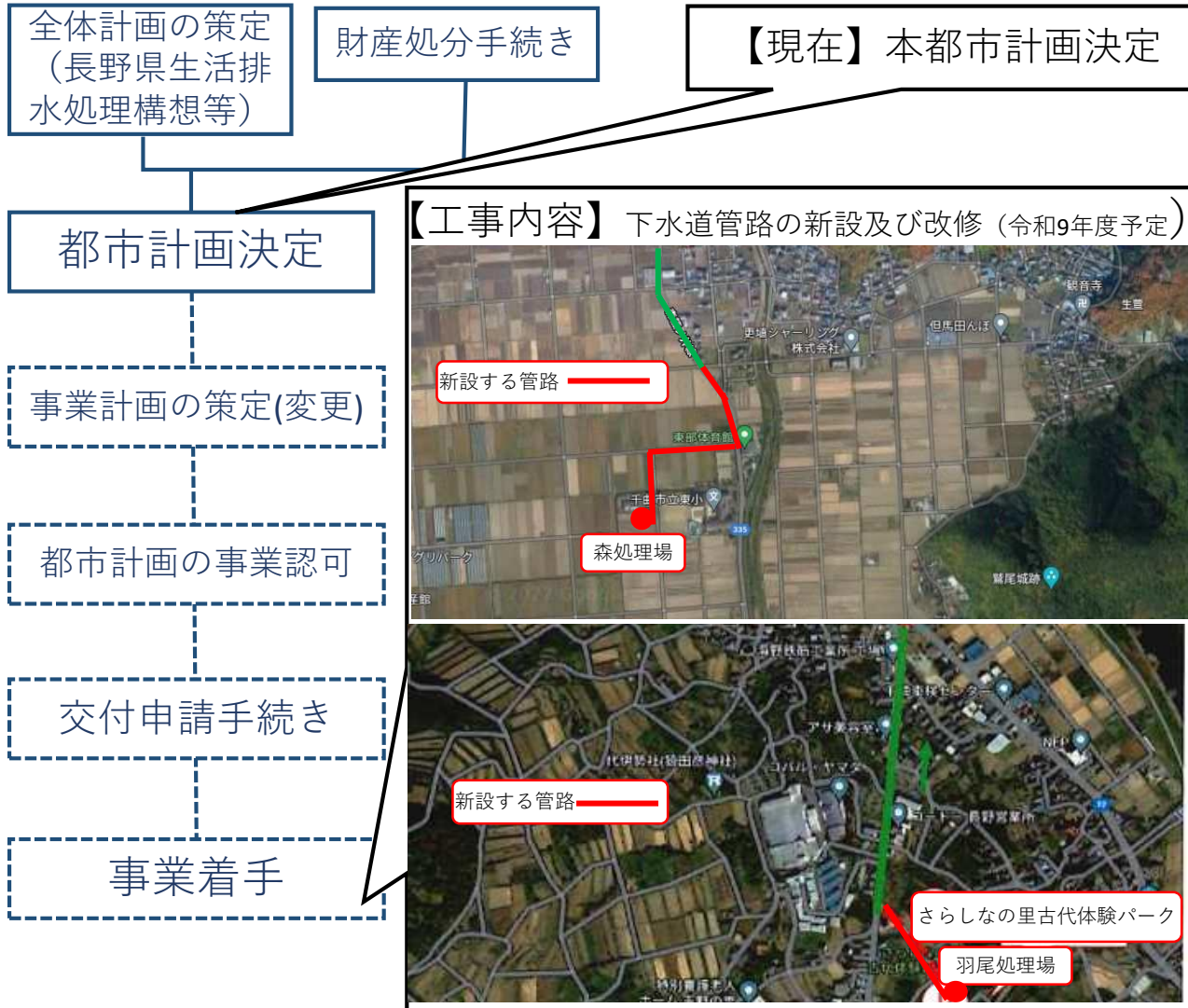


【接続による利点】

- ・区域の共同化による処理施設の削減
- ・適正な役割分担による管理体制の確立

(3) 下水道事業実施までの流れ

接続のための事業実施には、本都市計画決定を含め、下記の手続きが必要になります。



(4) 予定スケジュール

本都市計画決定の後、事業計画の変更及び都市計画の事業認可を経て、事業着手となります。

令和7年度												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		市審議会			公聴会 市審議会		市審議会	都決公告	事業計画の変更 都市計画の事業認可			